

広島市教育委員会告示第13号
令和8年6月18日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会

文書名	印影を印刷する公印の名称
・学校保健功労者表彰状 ・永年勤続の学校医・学校歯科医・学校薬剤師感謝状 ・よい歯の学校表彰状	教育委員会印